



石田幹夫

— 合同労組と団体交渉  
時における議事録の作成

— 団体交渉に際し、合同  
労組側から『交渉にかか  
る議事録の作成と労使確  
認』の要求が出されるこ  
とがあるが、議事録の記  
載内容についてトラブル  
を生じることがあり、特  
に作成する必要はないと  
思う。

— テープレコーダーの  
使用—

テープレコーダーの使  
用は、後日合同労組側が  
宣伝として使用すること  
も予測され、マイナス要  
因が多いと思われるので  
使用しないほうがいい。

— 第1回団体交渉当日

の午前、C常務の指示—  
第1回団体交渉を目前  
にして、C常務は担当職  
員D・Eに対して、次の  
ような指示を与えた。

○ 団体交渉における議  
事進行

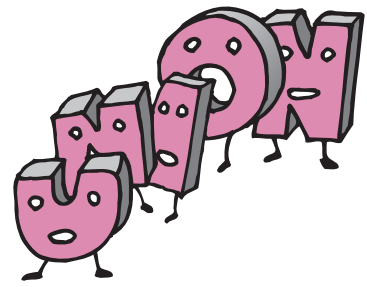
会社側3名は、当日早  
めに会場に行き合同労組  
側を待つ。

合同労組側3名が会議  
室に入り、席に着くと同  
時に私が口を開く。

自己紹介とともに、君  
達2名を合同労組側に紹  
介する。

双方の紹介が終わると、  
私から直ちにB君を解雇  
せざるを得なかった事由  
を説明する。

これは、議事進行は私  
が行い、団体交渉の主導  
を会社側に引き寄せるた



めだ。

○ 相手側出席者の意思  
表示に向けての対応

合同労組側の出席者は、  
執行委員長、書記長、B  
本人の3名の予定である  
が、おそらく発言するの  
は、委員長、書記長と思  
われ、両名は雄弁にまく  
し立ててくると思われる  
が、これにつられること  
はない。

B本人からの発言はあ  
るまいと思うが、かつて  
の職場における同僚との  
あつれき、また同僚から  
Bとの2人作業の拒否の  
事実などを引き出したい。  
○ 感情的にならず冷静  
に、そして論理的に

合同労組側は、Bの解  
雇は客観的合理性、社会  
的相当性からみて無効で  
あると迫ってくるだろう  
が、これは最高裁の判決  
の受け売りだ。

合同労組側の激しい論  
調は、これは相手側の作  
戦であって、これにつら  
れることはない。

会社側は、相手側の目  
を見つめ、あくまでも冷  
静に対応する。

— 3回の団体交渉が終  
わって妥結—

3回目の団体交渉にお  
いて合同労組執行委員長  
は『県労働委員会による  
紛争調整の要請』を口に  
した。

ここで、C常務は『合  
同労組と出会ったのが不  
幸。ここは潮時』と判断  
した。

3回目の団体交渉の終  
了後、C常務は執行委員  
長と2人のみの話し合い  
をもち「解決金」の支払  
いをもって決着すること  
にした。

解雇者Bに対しては、  
解雇予告手当、退職金な  
どは労働基準法規定のと  
おり支払っており、合同  
労組と一括「解決金」の  
支払いをもって決着した。  
「解決金」の支払いに  
際しては、合同労組及び  
解雇者Bから『本件、一  
切の異議なし』などの念  
書を徴した。

— ある合同労組執行委  
員長退任に際しての言葉

かつて、ある新聞に合  
同労組執行委員長退任の  
際のこのような言葉が掲  
載されたことがあった。

『合同労組の悩みは、  
組合員の多くは自分の問  
題が解決すると組合を離  
れていく。会社と闘った  
社員が職場に復帰するこ  
とは人間関係からも難し  
いので、交渉は「解決金」  
で決着することも少なく  
ない。だから、経営者側  
から「恐喝まがい」と非  
難されることもあった』。

(完)